

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成21年11月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	久保 忠行	高松市香西本町266番地	平成21年9月30日

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	藤田 隆司	高松市香西東町366番地1	平成21年10月16日